

☆☆ 健康の保持増進のための措置 ☆☆

事業者には、労働者を対象として、**医師による健康診断**を行うことや**医師又は保健師によるストレスチェックを実施すること**（H27.12.1施行：労働者数50人未満は努力義務）などが義務付けられています。

また、①健康診断の結果に基づく**医師又は歯科医師からの意見聴取**（安衛法第66条の4）や**医師又は保健師による保健指導**（安衛法第66条の7）②脳血管疾患・心臓疾患などの発症を予防するため、長時間労働（1月あたり100時間を超える時間外労働）により、疲労の蓄積が認められる労働者に対する**医師による面接指導**（安衛法第66条の8）、③健康への配慮が必要な労働者（1月あたり80時間を超える時間外労働により、疲労の蓄積が認められる労働者）に対する医師による面接指導などの**面接指導に準ずる措置**（安衛法第66条の9）、④ストレスチェックの結果、メンタル不調を自覚する労働者に対する**医師又は保健師による面接指導**（安衛法第66条の10）を行うことなども**義務**（③は努力義務）付けられています。

①～④については、産業医を選任している事業場は、その産業医に実施してもらうのがいいでしょう。一方、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場は、**鹿児島産業保健総合支援センター**や地域窓口（**大島郡地域産業保健センター**）に健康相談や面接指導の利用を申し込む方法により、無料で、これらを実施することができます。詳しくは下の□□□□まで。

鹿児島産業保健総合支援センター（鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階 TEL099-252-8002）  
大島郡地域産業保健センター（奄美市名瀬塩浜町3-10 医師会館3階 TEL0997-53-1993）

☆☆ 7月1日から足場からの墜落防止対策が強化 ☆☆

足場からの墜落災害は長期的には減少傾向にありましたが、近年増加傾向となっています。また、墜落災害（休業4日以上）のうち、足場からの墜落災害の割合も近年増加傾向となっています。さらに、足場からの墜落災害（休業4日以上）のうち約9割が労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置を講じていなかったという分析結果もあります。

このような結果を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が7月1日から施行され、次のとおり、足場からの墜落防止対策が強化されることになりました。

災害ゼロをめざし、関係法令をしっかりと守り、より安全な措置を講じましょう。

- 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加
- 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（床材と建地とのすきまは12cm未満など）
- 鋼管足場に係る規定の見直し
- 注文者による足場又は作業構台の点検義務の充実

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000069009.html>)

「足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育」は、「建設労働者確保育成成功成金」制度の助成対象です。

平成27年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）

( )は死亡

業種	平成27年(1～6月)		平成26年(1～6月)		対26年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	32	100.0%	(1) 38	100.0%	-6	-15.8%
製造業	3	9.4%	(1) 5	13.2%	-2	-40.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	#DIV/0!
建設業	6	18.8%	8	21.1%	-2	-25.0%
運輸交通業	3	9.4%	3	7.9%	0	0.0%
貨物取扱業	3	9.4%	0	0.0%	3	#DIV/0!
農業	1	3.1%	1	2.6%	0	0.0%
林業	3	9.4%	3	7.9%	0	0.0%
畜産・水産業	0	0.0%	2	5.3%	-2	-100.0%
第三次産業	13	40.6%	16	42.1%	-3	-18.8%
陸上貨物運送事業	4	12.5%	1	2.6%	3	300.0%

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。( <http://work-holiday.mhlw.go.jp/> )

職場のあんぜんサイト

( <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/> )

- 労働災害統計
- 災害事例
- 免許・技能講習
- リスクアセスメントの実施支援システム
- 化学物質

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ ( [http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/kantoku/naze-rouki.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html) ) に掲載しています。

だより 労基署

第92号

H27.8.3

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

( <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> )



鹿児島県の最低賃金は

>> 1時間 678円

( [http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kane/saitin01.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html) )

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。

0120-811-610

( [http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000035v78-att/2r9852000035v8p\\_1\\_2\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000035v78-att/2r9852000035v8p_1_2_1.pdf) )

労働基準関係法令各種様式集

( [http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html) )

あんぜんプロジェクト ( <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/> )

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。